

第 11 次 第 2 回 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時 : 平成 27 年 11 月 11 日 (水) 15:00~16:30

会 場 : 市役所本庁舎 9 階 議会大会議室

出席委員 : 15 名

会 議 録 :

(入谷次長)

本日は、お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

司会を担当します環境衛生部次長の入谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 20 名中 15 名が出席しており、「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」により、審議会成立の要件であります半数以上の出席を得ておりますので、ただ今から、第 11 次第 2 回苫小牧市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、栗山会長より御挨拶をお願いいたします。

(栗山会長)

本日は大変お忙しい中、第 2 回審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

4 月に開催いたしました第 1 回審議会では、岩倉市長より委嘱状の交付を受けました。その後、苫小牧市のごみの処理現状やゼロごみ大作戦ステージ 4 について、事務局より説明をいただいたところでございます。

その後、市の方では、先ほどのゼロごみ大作戦ステージ 4 を通じまして、更なるごみの減量化及びリサイクルの推進につきまして、様々な市民周知及び施策を行ってきているところでございます。私自身も新聞報道等において、その活動の様子を目にすることがありましたが、本日はこのステージ 4 の内容につきまして、事務局の方からこれまでの 7 か月間の取り組みについて御報告いただけるようでございます。平成 25 年 7 月に家庭ごみ有料化が開始されまして、大幅なごみの減量が行われている中で大きなキャンペーン事業でございますので、報告が気になるところでございます。

また、このほかの報告といたしまして、苫小牧市のごみ量とリサイクル率の推移についてが 1 件、審議事項といたしまして、苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正についてが取り上げられることになっております。

本日も委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴できますことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

(入谷次長)

栗山会長ありがとうございました。

それでは会議規則に従いまして、会議の進行を栗山会長にお願いすることとします。

なお、御発言される場合には、委員の皆さんの前にありますマイクの赤いランプが点灯していることを確認した上で、御発言いただけますようお願いいたします。

それでは、栗山会長、よろしくお願いいたします。

(栗山会長)

それでは、皆様のお手元でございます会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。本日

の審議会の開催時間は概ね1時間半程度とし、4時半頃の閉会を考えておりますので、議事進行に御協力をよろしく申し上げます。

本日は2件の報告と1件の審議事項となっております。始めにゼロごみ大作戦ステージ4の取組状況について事務局からの報告と質疑、その後、2件目の報告であります苦小牧市のごみ量とリサイクル率の推移について事務局からの報告と質疑に入りまして、その後、審議事項であります苦小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正について事務局からの説明と質疑に移りたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

それでは、1件目について事務局より御報告願います。

<事務局報告>

(栗山会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、何か御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

(A委員)

ただいま説明をいただきましたけれども、これを取り組んでですね、成果としては極めて満足すべき成果を得られたのか、あるいはまずまずということなのか、あるいはさらに改善が必要なのか、当局としての自己評価を伺いたいのですが。

(栗山会長)

事務局お願いいたします。

(相木課長)

減量対策課の相木と申します。

ただ今ご質問がございましたゼロごみ大作戦ステージ4の取組の成果等についての御質問だったかと思いますが、今まで実施してきました事業につきましては、おおむね私どもで想定しました参加人数等をいただけたかと思っております。なお、今回初めて行った新規事業もあるものですから、それらはまだ大作戦が3月まで続きますので、全て終了した中で内容について検証を含めて今後どういった事業に発展させていったら良いのか、そういったものも分析しながら次回の取組にしていきたいと考えております。以上でございます。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(B委員)

生ごみについてですが、先日の山谷先生の講演を聞きまして、苦小牧ではコンポストの助成をされているようですが、生ごみを分解する土を利用すると臭いも出ないし、ハエも寄らない、1週間くらいで分解されてしまうんだという話がありました。このコンポストだけではなくてですね、それらを活用するような方法が取られてもいいのではないかというふうに感じたものですから、いかがでしょうか。

(栗山会長)

はい、事務局お願いいたします。

(相木課長)

ただ今、生ごみの減量の方法等のお話かと思いますが、確かに先日、東洋大学の山谷先生にお越しいただきまして、他市の事例で生ごみを減量できる方法等を御紹介いただいております。

私どもも、こういったものも参考にしたいとは考えておりますけれども、本州でやっている事例なものですから、寒冷地の北海道で厳冬期においてもうまくいくのかどうかというのも含めて、実証実験のようなものをさせていただいた上で、うまくいけば生ごみの減量の方法の一つとして御紹介もできるかなと考えておりますので、もう少し研究をさせていただきたいと考えております。

そのほかに、コンポストを使ったり、電動生ごみ処理機を使って生ごみを堆肥にしながら減量をする方法を御紹介させていただいておりますけれども、このほかにも米ぬかを使いそれをタネにして生ごみを混ぜ、堆肥にできるという方法もあるようですので、私どもの方では実証実験のようなこともやっておりますので、それがうまくということであれば、市民の方々にも方法の一つとして御紹介をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(B委員)

燃やせるごみの半数以上が生ごみという話がありましたので、これを効果的に処理する方法があれば、もっと減量も進むのではないかと考えていますので、よろしく願いいたします。

(C委員)

B委員の方からコンポストという道具を利用したというお話がありましたが、私自身がもう5年ほどになりますが、コンポストではなくて、市の助成にも取扱いがありますけれども、密閉容器という道具がありまして、それはバケツの形をしているのですけれども、底に生ごみを入れてかけるものがあるんですね、そういうものもセットになって補助になっていまして、それを使って5年くらいやっています。堆肥になるので、それを自分の土地があればそこに戻して、作物なりを育てたり、花を育てたりにも使えるということで、5年くらいやっています。

そこでよく聞かれるのが、コンポストっていうものと密閉容器っていうものはちょっと違うんです。同じように分解させるもの、EMボカシという言葉で使っているのですけれども、それを生ごみに少しかけただけでは、うまくいかないこともあるんですね。密閉という言葉がついているように、密閉されたものの中で生ごみと堆肥化させていくものとを混ぜ合わせるという道具で、もう私がやって5年なんですけど、その前にも市で取り扱ってございましたから、そういうものもあるということで、私の知り合いにもそういうことをやっている人がいます。市で密閉容器というのも取り扱っていて、補助の対象となっておりますので、その辺りを市の方でも市民の方々にも周知していくときにコンポストと混同して進んでいる感じがあるなど、私がやってきている中でそういう感想があるんですけれども、土地さえあればというか、地面があればうまくいきますということを付け加えさせていただきたいと思います。

(B委員)

コンポストはどうしても、臭いとかハエが付くとか抵抗のある方がかなりいるものですから、今言われていたように実証実験されているようなので、そういうことも含めてよろしく願いします。

(栗山会長)

ありがとうございます。

ほかにもございますか。

(D委員)

それでは、2つほど質問させていただきます。

廃油と蛍光管を拠点回収事業ということですが、これは回収自体は市で行っているのでしょうか。そして回収したものはどういうルートに行っているのでしょうか。

(栗山会長)

事務局お願いします。

(相木課長)

ただ今、廃食油と蛍光管の回収した後のリサイクルの方法についての御質問かと思えますけれども、廃食油につきましては、市内のスーパー等に廃食油を回収する、ペットボトルに入れて置いていただけるようなボックスを設置しまして、そこに使った油を入れていただいて、その回収はリサイクルする会社が回収に来て、燃料にリサイクルされてございます。

蛍光管につきましては、市内の大型電気店やホームセンターに蛍光管を入れるボックスを置かせていただきまして、そちらに持ってきていただいて、入れていただくというものです。その回収は、業者をお願いしまして、そちらもリサイクルするということで、北見にある野村興産という会社にお渡しして、リサイクルしているような状況でございます。以上でございます。

(D委員)

回収ボックスは市で設置しているけれども、回収自体は業者をお願いしているということですね。

あと、もう1件いいですか。

防犯カメラを設置したということなんですけれども、この5台というのはカメラ自体が5台なんですか。それとも看板を含めて5台なんですか。そしてこのカメラで監視しているというのは定期的に監視しているのでしょうか、録画していて定期的にそれを見てという方法なんですかね。ただカメラを設置しているだけではなくて、やはり時々はちゃんと見ているっていう形なんですか。

(木村課長)

清掃事業課の木村と申します。よろしくお願ひいたします。

監視カメラの件ですが、今年度5台というのはカメラ本体が5台ということでございまして、8月末で設置は完了しております。ただ付けてずっとそのまま放置しているということではございませんので、基本的には週1回巡回して、カメラの状況やメンテナンスがありますので、そういったところは担当の者がチェックをしています。映像も一定の距離があるのですが、常時写しているわけではなく、センサーといいますかそういったもので、ある一定の範囲になるとスイッチが入って写るようになっていまして、もちろん常に首を振って360度写しているということではないですが、一定の方向や角度で、車が入って来られそうな若しくはそういった設置されているところは今まで不法投棄されている多発地帯、そういったところに付けていますので、付けっ放しということではなくて、パトロールして、定期点検も含めてチェックしている状況でございます。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

ほかにもございますか。

それでは、ほかにはないようですので、続きまして、2件目の報告事項について、事務局より報告願います。

<事務局報告>

(栗山会長)

ありがとうございました。ただ今の報告に対しまして、何か御質問や御意見等がございましたらお願いします。

(E委員)

これまでいろいろ新聞報道なんかにもこのことが取りざたされていて、注目して見ているんですけども、資源化が進むということは大変いいことだと思って見ておりますけれども、経費の面でお伺いしたいんですが、ごみが減ってくることによって既存の燃えるごみであれば焼却炉の運転だとか、あるいは燃やせないごみでありますと管理型の処分場ですか、そういうところに埋めていくことになっていくんですが、前にもいただいています処理基本計画なんかを見ていると、だんだん埋立の量だとか、廃棄物の焼却量は減っていく、現実にもそうだと思うんですが、減ってはいてもですね、例えば焼却炉なんかの煤煙の有害物を処理する経費ですね、そういった管理の経費のことだとか、埋立すれば水質の保持だとか、いろいろそういった環境面に対する影響がそれに伴って同じように経費が削減されているのか、それともリサイクルが進んでも既存のものの処理の方法が、今までと同じようにお金がかかっているのか。それから今の現状で出てきているリサイクル率が上がっていくということは非常にいいことなんですけれども、これに対する、職員もそうなんでしょうけれども、市民に対する負担もだんだん増えてくると思うのですが、これに対するエネルギーといいますか、そういうものがかかってくるんじゃないかと、経費も含めて。既存のものの経費が浮いてこういうリサイクルの方に、お金がかかっていくものに使われていくのか、それとも全く別で、リサイクルのためにもっとお金を注ぎ込んでいかなければならないものなのか。その辺の考え方を聞きたいと思っています。

(栗山会長)

はい、事務局お願いします。

(黒川課長)

施設管理課の黒川と申します。

今お話のありました、環境面の、特に煤煙だとか環境に悪影響を及ぼすようなものの調査については、国で定められていまして、この回数を私どもの方で増減できるというような性質になっておりません。ですから、そういう施設を運営する場合は、定められた回数の検査をするというようなことになっておりまして、今お話のありました削減ということにはその部分はないということでございます。

ただ、運営においては、より良くするために例えば活性炭を吹き込むだとか、水を処理するための薬品を使っておりますけれども、そういうものは当然焼却量が減ってくれば、それに見合って減ってまいりますので、そういう意味では経費の削減ということにはつながっていくのかなと考えております。

(E委員)

実際にお金はかかっているんですか。減っているのですか。

(黒川課長)

実際にはそれほど大きく値段が変わっているということはありません。また、薬品の単価につきましても、毎年変わっていますので、直接今回の削減量が、御期待に沿うほどの削減にはなっておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

(E委員)

実際にトータルで考えてみれば、経費の節減といいますか、そういうことは訴えないということでは

すね。そして、今回のリサイクル率が上がっていくことによる経費っていうのが年々上がってきているのかどうかですね。それは新たに予算化してやっていかなければならないものなのか、それとも例えば有料化で市民からの経費で賄うというか、一部賄ってはいるんでしょうけれども、どんどんリサイクル率を上げていくに従って、お金をかけていかなければならないのかどうか。

(黒川課長)

はい。これまで市民の皆さんの御協力を得て、ごみの量も減ってきております。また、リサイクル率も上がってきていると、そういう状況になってきておりまして、そういう意味ではごみ処理にかかる費用の削減に最終的には結びついていくと考えております。実は、私どもが管理している施設というのは、今、沼ノ端で105トン炉が2つ。210トンですね。それと、糸井の方で200トンという炉を持っているわけですが、その炉を持っていること自体で実は一定程度の経費がかかるということになっておりまして、このごみの量、私どもにとってみれば焼却量ということになりますけれども、それが一定程度減って参りますとその施設をどこまで必要かということを再度見直しますと、非常に大きな効果に繋がると思っておりまして、ちなみに今年行革プランというものを出示しておりまして、ごみ処理施設の今後の在り方ということで挙げておりますので、その中で大きな効果があるように努めてまいりたいと思っております。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

(E委員)

あの、最後なんですけれども、要するに資源化していくために、非常にそれだけ市としてもエネルギーを使うでしょうし、市民も相当負担をかけていかなければならないんじゃないかということがありますから、資源化の率だけが飛びぬけていて、良いことなだけけれども、裏の大変な苦勞というものがあると思うので、そういったことも押し出した報道といいますか、そういったこともした方が市のためにもなるのではないかと思います。以上です。

(栗山会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

(A委員)

初歩的な質問ですが、リサイクル率が28.2%ということで、数字だけ見せていただくと素晴らしいのと、一市民としてはこれからももっと頑張らなければと思うんですけども、このリサイクル率というのは、何を基に計算しているのか。資源ごみが100あるうちの28.2%を再生利用しているんだっていうことなのか、例えばプラスチックだとか古紙だとか。その辺りの具体的なものが分からないんですけども、どういうものがどう回収されればリサイクル率にカウントされるのか。

(栗山会長)

はい、それでは、リサイクル率の算定根拠ですね。それについて、事務局お願いします。

(相木課長)

ただ今、リサイクル率の算定の方法についてかと思いますが、まず、リサイクル率を算定するに当たっては、分母として成るものが、ごみの処理量と直接資源化量といたしまして、資源になるもの、例えば先ほどのプラスチックだとか、紙類だとか、そういった資源のほか、集団回収で集めている主要古紙なんかも計算するに当たっての分母の値になります。それらを合計したものが、分母の数値に

なります。分子に成るものが、先ほどお話ししました直接資源化量と中間処理後の再生利用量ということで、いわゆる、プラスチックだとかそういうものも全部入れて割り返したものの値になっております。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

ごみ全体の量が分母で、そのうち集団回収とかプラスチックだとか資源にリサイクルされているものが分子になります。

(A委員)

事業所や市民が出したごみの総量。事業所が出したごみも含まれるんですよね、当然。

(相木課長)

事業系一般廃棄物、要するに市の処理場に入ったものは処理量に含まれています。そのほかに資源で出されたものも含まれます。それらの割合です。ごみの総量とそのほかに分別して資源として出していただいたものの割合ですね。資源の量を総体のごみ量で割り返した値ということになります。

(A委員)

古紙とかそれ以外の資源物、これを回収に出しますよね。同時にごみとして回収してもらう、そのごみの量も減らしていけばリサイクル率が高まるということではないですか。

(相木課長)

ごみの総体の処理量も減ると当然分母も減りますので、リサイクル率の向上には起因します。例えば、今お話がありました、資源の量も増えて処理量も減ると相対として大きく上がる仕組みになっています。

(A委員)

それでは、続けて質問なんですけれども、ということは、苫小牧市の場合はリサイクル率の向上が顕著ですね。それは排出するごみの総量が減ったせいなのか、あるいは資源などの回収量が単純に増えたからなのか、両方だよとえばそれまでなのですが、どうなのでしょう。

(栗山会長)

はい、事務局お願いします。

(相木課長)

ただ今ご質問がありました、リサイクル率向上の要因ですけれども、25年度の7月から家庭ごみの有料化をさせていただきましたのと同時に、紙類の資源回収も始めておりまして、そういった紙の資源量も増えたということで、全体の資源に回る量が増えたことと、そのほかにもう一つ、有料化と合わせて今まで分別していただいていたプラスチックだとか、ペットボトルや缶、ビンなどの資源物も、有料化に合わせて皆さんの分別意識が高まって、今まで分別していた資源も更に増えた。全体として増えたというものと、先ほどお話ししました分別によって、燃やせるごみや燃やせないごみの量が大きく減ったという二つの要因で28.2%という数字になったということでございます。

(栗山会長)

はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。

(D委員)

似たような質問で恐縮ですけれども、リサイクル率は今回手元にある資料の数値からは出てこないということですね。

(相木課長)

ただ今ご質問がありました、本日の添付資料では積算ができない数字になっています。資源の量が全て入っていないのと、燃やせるごみと燃やせないごみ、大型ごみのほかに、年度で算出していませんので28.2%という数字にはならないです。

(D委員)

ホームページなんかでそういう定義とかが分かるようになっていっているのでしょうか。リサイクル率というのは私もどうやって出しているのかなって単純な話なんですけど、いつも思っているんですけども。

(相木課長)

ただ今ご質問がありました、リサイクル率の積算根拠ということかと思いますが、市のホームページには事細かくは出ていないと思います。ただ、4月にお配りいたしました、一般廃棄物処理基本計画の中には載せてあるかと思えます。

(栗山会長)

はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

ほかにならなければ、続きまして審議事項につきまして事務局より御説明お願いいたします。

<事務局説明>

(栗山会長)

ありがとうございました。

ただ今の報告に対しまして、御質問や御意見等がございましたらお願いします。

(F委員)

改正内容の5、空き缶等の回収で自動販売機の設置箇所に回収容器の設置を義務付けているというのを削除すると。これはむしろ自動販売機だからこそ回収容器を設置するのが当然だと思います。自動販売機の部分を削除するというのは、ちょっと私は理解できないのですが。

(栗山会長)

はい、事務局お願いします。

(木村課長)

皆さんも自動販売機を見ることも利用されることもあると思いますけれども、最近自動販売機の近くに空き缶を回収するような容器がないところが多いと感じるのではないかと思います。今委員が仰っていることもあるんですけど、実際に販売業者等に確認してみますと、その設置容器の中に、例えば家庭のごみを入れられたりだとか、不審なものを入れられて撤去したりだとかもあったようなんで

すが、そういった部分でかなり利用者のマナーの問題ですとか、そういったことから苦勞している部分もあります。ただ、業者の方でも設置の依頼があればそれについては対応して、業者の方で設置することはやってるということで、もし空き缶を持ち帰って家でリサイクルに回すとか、そういった通常の処理を自己で行なっている方についてはそういう方法でいいのですが、どうしても設置型の回収ボックスを設置したいという依頼があれば、検討させていただきたいのでご相談願いたいという話でございました。もちろん、設置すること自体がダメだという主旨ではございません。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

(F委員)

今、美化のことを言っているのに、そういう容器を置かないというのは、若い人たちだったらぽい捨てしてしまうと思うんですよ。そこがちょっと納得いかないですね。

ただ、その置いてくれと言ったらやるというのでなくて、義務付けというのも必要だと思うんですよ。

(栗山会長)

関連してほかにありますか。

(A委員)

一つ質問です。7条の美化促進地域ですけれども、今現在は美化促進地域に指定されている地域はあるのでしょうか。それが1点です。もう1点は、これは意見ですけれども、こういうぽい捨て条例が必要というか、ぽい捨てをする人たちにも良くわかるような条例じゃなければいけないと思うのですよね。ところが、ほかの条例もそうですが、すごく堅苦しい文言で書かれていて、一般の市民にはちょっと馴染み難い、見ただけで読みたくなるような漢字が多くて、それだけではなくて、例えばですね、第2条の括弧2、空き缶をみだりに投棄するという、みだりという言葉は日常的に使いませんし、小学生や中学生レベルではみだりとはなんだということになると思います。それから、ほかにもありますね。第6条に何人ものという、法律用語なんでしょうけれども、これももっと平易な、誰にでもわかりやすいような、つまり普通の人が普通の人に語りかけるようなそういった文章に変えることはできないんだろうか。これは私の意見です。回答はいいませんが、最初の質問にお答えいただきたいと思います。

(栗山会長)

事務局お願いします。

(木村課長)

最初の美化促進地域につきましては、現在のところ特に指定はしてありません。

それから、今お話がありました文言等については、分かりやすく、文言を整理して、なるべく今の御意見を取り入れて、担当課とも御相談させていただきたいと思います。

(栗山会長)

よろしいですか。

(G委員)

空き缶の自動販売機の件なんですけれども、私の家の前にコインランドリーがオープンしたんです

けれども、中で飲食することはダメなんです、そこに自動販売機があります。やはり捨てる場所がないので、家の周りが缶などが散乱するようになったんですが、そういうのはこちらの方からそのコインランドリーの店主に言った方がいいのか、市側から言ってもらえるのか、どちらなのでしょう。

(入谷次長)

コインランドリーの自動販売機の置き方等について、お困りになっているということで、現在の条例で、先ほどもお話がありましたが、自動販売機に回収容器をつけなければならないと。今回自動販売機という文言は削除しますが、回収容器は自動販売機に限らず付けてくださいというところですので、今の条文でも適用になりますし、これからも適用になりますけれども、おそらく個人の方がそういった企業なりになかなか申しにくいというところもあると思いますので、その辺につきましては、直接の担当は清掃事業課になりますけれども、こちらの方に御相談していただければ、我々といたしましてもできる限り対応したいと思います。

(G委員)

もう一点なんですけれども、北栄町1丁目のごみステーションに警告板があるんですけれども、その警告板というのは市の方で付けられたものなののでしょうか。

(木村課長)

警告板というのはどのような内容のものなののでしょうか。例えば、通常市で付けたごみステーションには、今ですと地域のカレンダーを掲示するということはあるのですが、また、地域の方々と相談されたりして、ステーションにきれいに使いましょうとか、曜日を守りましょうなどの注意書きを市の方で作って貼ったりということもありますし、町内会の環境美化活動の一環として、町内会独自でそういった看板を作って啓発してマナーを守って、分別をして捨てくださいなど、独自で付けている場合もあります。

(G委員)

その警告板が設置されたんです。その辺りには結構不法投棄があったので付いたのかなと思ったんです。私も町内会の方にも位地しているものですから、一向に改善が見られなくて、どんどんごみが増えていく一方で、美化上すごく見苦しい通りになっています。その通りは。何とか美化上改善してほしいかなと思っています。

(木村課長)

今のお話につきましては、市の方でも指導員等がおりますので、後ほど具体的に教えていただいて後日御連絡させていただきまして、実際に現地を見させていただいて、対策等を検討させていただきたいと思っておりますし、どういう原因なのか、場合によっては排出者を不法投棄なのか地域の方なのか、色々な状況があると思っておりますので、そういったことを含めて見させていただいて、対策等を考えていきたいと思っています。

(G委員)

その辺りのごみステーションが1つだったのが、2つ3つと増えて、警告版が大きく赤字で掲示されるようになったんです。街中にその警告板というのがあって、ごみの山があるような感じなので見に来てもらいたいです。

(木村課長)

市の付けたものなのか、共同住宅等であれば管理会社が設置したものですとか、地域の住民の方が作ったものとかいろいろあるものですから、市で作ったものであれば、過去にも御相談されて対策として設置個数を増やしていったということも考えられますし、その辺を含めて確認させていただきたいと思います。

(栗山会長)

ほかにございますか。

(B委員)

少し話が逸れたようですが、回収容器の件についてはどうになりましたか。義務付けるのかももう一度確認させてください。

(木村課長)

私どもで今考えておりますのは、回収容器を設置しないということではなくて、設置についてそういった措置を講じなければならないということで、また、それに代わるような防止対策等もあれば、そういった対策も講じて欲しいという内容にしたいと考えております。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。それではH委員。

(H委員)

まず、このぼい捨て条例の上になる法律みたいなものがあるのか教えていただきたいのが1つと、空き缶等の散乱の防止に関する条例ということなんですが、空き缶も多いのかもしれないですが、車で運転してたり、子どもたちが歩く通学路とかウォーキングの時とかに道を見ると、空き缶よりも吸殻のごみの方が気になる感じがして、すごく多いです。であれば、空き缶というのがメインになっている条例だと思うんですが、空き缶・吸殻等とかなど、吸殻を入れて欲しいなというのが1つと、もし吸殻を入れるのであれば、札幌とか横浜みたいに、歩きたばこをしない条例みたいな、というようなものも含めて、苫小牧市にあるのかどうかはわかりませんが、ないのであればぼい捨てプラス、歩きたばこ禁止条例みたいなものも含めて考えていただければいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

(栗山会長)

まず、ぼい捨て条例の上位法について、2点目は吸殻の件については要望として伺ってよろしいでしょうか。

それでは、1点目のぼい捨て条例の上位法について、事務局お願いします。

(西田部長)

今のH委員の上位法令というお話ですけれども、ぼい捨てに関する上位法令はないです。あくまでも廃棄物に関する法令はありますけれども、このぼい捨てだけに限定しているものはないです。各地で色々な条例だとか指導するようなものは作っています。苫小牧も平成10年に、早い方だったんですね、全道の中でも早い方でぼい捨て条例というものを作りました。平成10年に作った時は区域を決めて、そこに美化推進委員という人を配置してその地域をきれいにしましょう。これは2年任期でやっていました。それが、3回やりましたので、6年間やりました。6年間やって、次に続けるかという時に、市の都市建設部の方に、クリーンアップサポーター制度というのが併設されました。クリーンアップサポーター制度は例えば公園だとか、街路だとか、そういうところも含めて全市的な話に

なりました。この条例自体は区域を限定していたんですね。なので、今現在平成16年からいじって
いなかったんですが、少し時代に合わない条例になっています。10年間置いてしまいましたけれど
も。なので、現状に合わせた形での改正ということで、考えておりますので先ほどの自動販売機の回
収容器だとか、そういうものも含めて、今現在の状況に合わせた改正というものをしたいというこ
とで、今日皆さんに御審議をいただいているところです。歩きたばこだとか、たばこの関係もここには
入っています。2条の中に空き缶等というところには、飲料等を収納していた缶びん、その他の容器、
またはたばこの吸殻、チューインガムの紙かす、紙くず、その他これらに類するものをいう、とい
う文言が入っています。ですから当然たばこもこの対象にはなりません。やはりそういうものが、ぼ
い捨てというのは気軽に捨ててしまうとか、交差点で止まっていたら車の窓から捨ててしまうとか、
吸殻を捨ててしまうとか、そういうことをやはり禁止したいというのか、やめようということを促す
条例です。札幌市でやっているのは、地域が中央区の一部ということで範囲が決まっています、そ
う中で罰則規定をつけてやっていますけれども、私たちの条例の中には罰則規定というのはい
ません。罰則規定を設けている自治体も当然あります。ただ、罰則規定を設けたからなくなるの
か、誰がそれを取り締まるのか、パトロールや徴収をするのかなどのいろいろな問題があ
って、実際に取締りを行っている例は少ないんです。札幌市は警察OBの方にやっ
ていただいているというような例はありますけれども、なかなかそういうのはなくて、
条例は作ったけれども実際に罰金で払ってもらおうよというものよりは、大坂の方
なんかは多いんですけれども、罰則規定を設けるよりも、みんなできれいなまちに
しようという精神をもっと市民だとか事業者だとか、今回土地所有者も入れていま
すし、多いのはやはり道路だとか海岸だとかそういったところが多いですね。そ
ういうものも含んで連携しながらもっと強化していきたいというのが、この条例改正案
の中身になっていますので、それをご理解いただければなというふうに思
います。

(H委員)

内容はよくわかりました。もちろん罰則規定を設けて欲しいというわけではなくて、ただ、この平
成10年のときには空き缶というのが、自動販売機で飲物を買うというのが一般的だったの
かもしれませんが、今は意識啓発も進んで、缶ジュースを毎日何本も買うという子ども
とかはいないわけで、みんなマイボトルなどを持って歩いていますよね。そ
ういう人の方が多くはなっていると思うんです。なので、空き缶等のこのタイト
ルのところに、たばこの吸殻みたいな、あとたばこの吸殻もそうですけれども、
たばこの空いている空箱などもよく転がっているのを道で見ますので、それを
明記していただければなど、それでこういう条例ができましたと大々的に啓
発していただければ、A委員も仰っていたように平易な言葉で入れていただ
ければ、もっと意識する人も増えるんじゃないかという提案でした。以上です。

(栗山会長)

ありがとうございます。
ほかにご意見ありますか。

(A委員)

先ほども申し上げましたけれども、先ほどの意見に付け加えたいんですけれども、この条例は平成
10年にできたんですか。当時は斬新な条例だったのかもしれませんが、だ
いたいぼい捨てという言葉自体が、ずいぶん砕けた言い方ですよ。このぼ
い捨てという言葉だけが次元が違って、ほかの文言と全然水と油みたいな
感じなんですよ。どうせぼい捨てという言葉を使うんだったら、小
さな子どもでも読んで分かるような条例にしたらどうか。先ほども部長
が古くにできたこと仰っていましたが、新しく作り変えるくらいの、
これは来年以降の検討課題で結構ですけども、文章全体をですね、
ぼい捨てという言葉に対応できるような、小さな子どもでも読んで
分かるようにそういうふう

にならないものなのか、もし、そういう条例を作ると全国的に注目を集めるのではないかと、ようやく字を読むような子どもでもよくわかるようなぽい捨て条例を作ったとって、真似してみようかという自治体も出てくるのではないかという意見があるということを中心に留めておいていただければありがたいです。

(栗山会長)

要望として、事務局は受け止めてください。

ほかにございますか。

それではなければ、次にまいりたいと思います。

先ほどのG委員からお話があれば伺いたいと思います。

(G委員)

高丘霊園のお話なんですけれども、奥の方に入っていくところに、昨日見ましたら、タイヤや不法投棄されたものが、今まで見たことがなかったのですが、昨日初めて見たものですから、そういうのはどこで処理されるのでしょうか。

(木村課長)

ただ今の件につきましては、私どもの方で不法投棄パトロール班がございまして、パトロールをして実際の不法投棄を発見したり、若しくは不法投棄110番という電話がございまして、そちらへも市民の皆さんからの通報がございまして、実際に現地で調査をしまして、その中で特定の所有者が分かった場合にはその方と連絡を取ってその事実について確認したりだとか、そういったことはしております。ただ、どうしても所有者が分からない場合には緊急的に私どもで回収する場合がありますけれども、あまりにも量が多いなどの悪質な場合は、警察当局の方に通報しまして、そちらの方に捜査をお願いしているところでございます。

(栗山会長)

よろしいですか。

それではほかになければ、何かあれば事務局よりお願いいたします。

(事務局)

次回の開催について御案内いたします。

次回の開催につきましては、苫小牧市一般廃棄物処理基本計画の改定に対する委員の皆様からのご意見をお伺いするため、1月中旬の開催を予定しております。

以上でございます。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

ありがとうございました。